

病院調理



C O N T E N T S

- ◆令和元年 第40回総会が開催されました。
- ◆(株)レオック
急性期医療食事開発本部研修会 講演報告
- ◆病院調理師認定試験 感想文
- ◆書籍紹介
- ◆日本病院調理師協会定款
- ◆入会案内
- ◆日本病院調理師認定機構

No.57

令和元年 第40回 総会が開催されました

令和元年5月31日(金)、品川区立総合区民会館「ぎゅりあん」において第40回一般社団法人 日本病院調理師協会総会が開催されました。

～ 開会の辞 ～ 副会長 碓井勝則

皆様お疲れさまです。令和元年度総会を始めさせていただきます。今週の始めに、総会の議案書が送られてまいりました。収支決算を見ると、運営が良好に改善された結果がみられますが、まだまだ盤石とはいえない厳しい状況が続いております。是非ともこの場で活発なご意見をお願いします。

～ 挨拶 ～ 会長 岡部伸雄

お忙しいところ皆様お集まりいただきありがとうございます。今日ちょっと残念なのが、地区会で関東と九州の地区会長が来ていない。本来の総会ではやはり地区会長が出席していただくのが本来のかな、という思いはするのですが、地区会の事情もあると思うし、忙しい所もあると思うのですが、なるべく、東海、四国、近畿のように毎年参加していただけるようにしていきたいと思っております。それから今年役員改正になるのですが、この送られた議案書の中、それと今日配られた「令和元年度日本病院調理師協会役員名簿」(案)の内容について、理事長と話した中で、副会長を増やした意味は皆でもう少し協会を盛り立てて行こうという思いがあったのですが、残念ながら定款も含めて、この辺は次

の会に見送りかなと思っています。そういう失敗もありました。それから我々の事業、病院調理師を世間一般に広めよう、ということで、臨床栄養学会、2014年から東京、大阪、来年は名古屋で発表とワークショップ。去年は虎の門ヒルズで顧問の古畑先生にご尽力をいただきながらワークショップをおこないました。今年17回大連合大会では、名古屋のガーデンパレスで行うのですが、東海の力をお借りして発表等行いたいと思っております。それと、病院調理師認定事業。去年同様100名越してくれと非常にうれしいという所で、受講者の枠拡大など色々な考えで行っておりますが、皆様の力を借りなければという思いもあります。



それと専門調理師の実技試験。今年の実技試験において各地区の首席試験委員にはアンケートが届いたと思います。そのアンケートで、首席試験委員が考える様なアンケートではないな、という問いが随分出て来たのですが、その辺は中央試験委員で全部却下しました。ただ、採点問題の所で「ソースは適切か」という項目は1個減らしました。今度の中央試験委員の水準会議ではその話が出ると思っております。今日残念なのが、関東の首席試験委員がいない。関東の合格率が非常に悪いですね。関東首席試験委員曰く「試験委員の採点は適切だった」と。適切にしてもあまりにも厳しいのかな、という思いはしたのですが、今年の試験には会場

の方に私が行き、どのように採点されているか見えます。それと、協会のホームページについて、見にくいと感じている方も多におもいますが、それに関して理事長とも古畑先生とも話し合いながらリニューアルを検討しています。それと、メディカル給食協会で行われている「調理技術コンテスト」ですが、佐藤理事長が去年から審査委員になっており、そこに当協会から賞を出しています。メディカル給食協会との繋がりを増やして我々病院調理の方もすこずつ認められるように、地位の確立という所まで持って行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

～ 顧問挨拶 ～ 顧問 古畑 公

みなさんこんにちは。この席に来てもう1年も経ってしまいました。でも皆様の顔を見るとお元気そうでなによりです。この総会も40回という事ですので40年経ったのだなと改めて思います。やはり歴史、いろんな先輩方の礎の中でここまで来たのだなと思っ



ているのですが、それはそれとして、これからこの協会をどうするのか、どのように対応していくのか、と考



えて日々、岡部会長、佐藤理事長とやり取りしている昨今です。私が前任の山本先生から「古畑君、君、僕の後顧問やれ」と言われてから5年。もっと当協会のことを色々な方に知っていただく方法はないか、常々考えてまいりました。その1つとして、岡部会長が申した通り臨床栄養学会にまず名前を連ねる、で発表する。さらに去年はシンポジウム又、パネルディスカッションを開催させていただきました。やはり、全国の臨床関係の先

生方、またそれに関わる栄養業務関係者が集う学会で、この協会が色々な活動をしているという事をPRしていかないと、我々が現状で満足してはいけ

～ 議事 ～



第1号議案

1. 平成30年度事業報告
 - (1) 研修会及び諸会議の開催
 - ① 総会
 - ② 在京理事会
 - ③ 各地区会研修会

【本部】

- 6月01日 総会
- 10月06日 第16回大連合会(ワークショップ)

【関東甲信越地区会】

- 6月02日 専門調理師実技講習会
- 10月20日 調理師研修会
- 3月23日 専門調理師ビデオ講習会



【東海・北陸地区会】

- 3月06日 地区会役員会
- 5月30日 本部総会
- 6月26日 実技講習会(名古屋市千種生涯学習センター)
- 8月10日 地区会研修会(さつき調理・福祉学院)
- 10月25日 静岡県支部研修会(静岡県男女共同参画センター あざれあ)
- 11月14日 富山県支部研修会(富山県民共生センター サンフォルテ)
- 11月30日 岐阜県支部研修会(ドリームシアター岐阜)
- 1月19日 認定試験(名古屋市千種生涯学習センター)
- 3月07日 愛知県支部研修会(豊川勤労福祉会館)

【中国・四国地区会】

- 4月24日 ソフト食料理教室(松江)
- 6月26日 ソフト食料理教室
- 8月30日 ソフト食料理教室
- 1月24日 ソフト食研修会

【九州地区】

- 6月27日 嚙下食講習会及び展示試食会(福岡市)
- 7月13日 専門調理師試験準備講習会(大分県日田市)
- 10月23日 嚙下食丸ごとセミナー
- 2月15日 工場見学及び衛生管理講習(福岡県八女群)



2. 平成30年度決算報告

平成30年度収支決算表

項目	予算		決算	
	金額	適用	金額	適用
会費収入金	¥2,100,000	350名 × ¥6,000	¥1,788,000	正会員 297名 × ¥6,000 再登録料 6名 × ¥1,000
入会金	¥20,000	20名 × ¥1,000	¥44,000	44名 × ¥1,000
認定授業受講料	¥2,225,000	15名 × ¥27,000 65名 × ¥28,000	¥3,295,000	9名 × ¥27,000 109名 × ¥28,000
登録料	¥24,000	80名 × 3,000	¥309,000	103名 × ¥3,000
更新料	¥90,000	30名 × 3,000	¥57,000	19名 × ¥3,000
広告収入	¥50,000		¥50,000	ニユートリ株式会社
前年度繰越金	▲ ¥46064		¥-46,064	
合計	¥4,678,936		¥5,496,936	

平成30年度支出

項目	予算		決算 金額	差し引き 金額
	金額	適用		
本部地代家賃	¥948,000	事務局家賃	¥948,000	¥0
本部事務局経費	¥200,000	水道光熱費、事務消耗品費	¥267,611	▲ ¥67,611
総会費	¥200,000	会場費、役員交通費	¥166,150	¥850
認定事業費	¥1,500,000	問題作成、認定委員会 認定事業事務 テキスト作成費	¥2,170,466	▲ ¥670,000
協会誌発行	¥300,000	病院調理55号、56号	¥258,400	¥41,600
会費・旅費	¥10,000	会計監査	¥5,000	¥5,000
組織強化費	¥100,000	臨床栄養協会(東京)WS	¥553,349	▲ ¥453,349
地区会交付金	¥250,000	272名 × ¥500	¥136,000	¥114,000
印刷費	¥100,000	封筒、会員証など	¥324,108	¥25,892
通信費	¥350,000	レターパック、切手、郵送料など	¥324,108	¥25,892
支払手数料	¥100,000	振込手数料など	¥66,758	¥33,242
納付金	¥300,000	技能センター、日本調理師会	¥283,170	¥16,830
税理士報酬、源泉	¥21,000		¥21,000	¥0
法人税	¥70,000		¥70,000	¥0
ホームページ管理費	¥40,000		¥40,000	¥0
予備費	¥189,936			
小計	¥4,678,936		¥5,370,871	
繰越金			¥126,065	
合計	¥4,678,936		¥5,496,936	

- ・新規入会 44名 (うち通信18名)
- ・地区会交付金 272名 北海道・東北除く (25名)



第2号議案

1. 令和元年度事業計画(案)

- (1) 総会の開催 (5月31日)
- (2) 在京理事会の開催 (随時)
- (3) 日本臨床栄養協会 第17回大連合大会 2019年10月26日(日) 名古屋ガーデンパレス
- (4) 病院調理師認定事業・資格更新
- (5) 病院調理の発行(7月/57号 1月/58号)
- (6) ホームページの更新 集客力と利用者の利便性向上
- (7) 専門調理師実技試験準備恋集会の開催(各地区会)
調理師研修会の開催(〃)



「令和元年度地区会事業計画」

<中国・四国地区会>7月11日 ソフト食料理教室

宮原地区会会長

中国・四国地区会で毎年料理教室の方をさせて頂いているのですが、去年からコード別調理実習という事で接食嚥下リハビリテーション学会の嚥下調整分類、嚥下ピラミッドに沿った調理実習をしています。個人的な案なのですが、これを本部開催という形で全国的にしてもらえたら、うちの会で、遠くから来られる方からよく地方でももらえたら、という声を聞かれるので全国で、年間を通して嚥下ピラミッドの調理実習を本部でおこなってもらい、地区会とは別に全体の調理師協会の会員がどこの地区会でも参加出来

たら良いのかな、というのは1つの考えです。今調理実習としては中国・四国地区会では基本にお金の方は取っていないのですが、全国的にするのであれば又、会費の方も考えて行きたいと思っているのですが。只の料理教室ではなく、病院調理師としての調理技術を上げる為の研修会として全国的に出来れば今は考えています。メーカーの方はホシザキとニュートリーと今タイアップしてやっているのですが、全国どこでも出来るような対応はしてくれる、という話になっています。

佐藤理事長

実はこの総会の前に宮原さんとニュートリーの会社の人と話したのですが、嚥下に関してはやはり全国共通と言いますかどこの病院でも大事な所でありますし、介護施設でも重要になっている

と思います。こういった所を各地区でやっていますよ、ではなく同じテーマでどの会場でも受けられますよ、という事を行って行けたらどうか、という提案を受けました。

佐藤理事長

本部としまして先ほど聞いたばかりの話ですので、まだ今年実行という話ではないのですが、7月の岡山で開催される時に可能であれば私がそちらに顔を出しましてどんな形でやっているの

か、又詳しい話をして、本部としてバックアップ体制を作って行きたいなど。そこで各地区会にお知らせをする、ま、そういう方向で行ければな、と考えております。

磯脇近畿地区会会長

うちは昔からですけどずっと経腸の形態を中心にやっているんです。その事によってトロミ付をつけたり、そういうので対応出来ると確信しているんです。それをやっているの、例えば今回ソフト食年3回やったとした場合マンネリ化す

るのではないかという心配もあります。例えば年1回するとか、後は違うものをやる計画だったらいいですけど。

うちはキッセイ薬品さんをお願いしてトロミをやった作り方を講習会の中に入れてたりしていますので、そこらでなんとかクリア出来ていると思っています。確かにソフト食もやっていいと思うんですね。でも食感いうのを味わうにはやっぱりある程度刻みとか特刻みとかそういうのを入れる事によって患者さんが食べる時にそこから出てくる素材の味が1番いいんじゃないかと思っています。これは調理師のエゴだと思います。最終的にそれをお客さんに食べてもらう時に、自分たちがそれをお願いするのは看護師さん、介護士さんになってくる。食事を与える時に言葉掛けて欲しいのです。ミキサー食でも一緒にごちゃごちゃする

古畑顧問

今の磯脇さんの話で看護師さんとか介護士さんをお願いしなければいけない。今後どうやって調理師さんが病棟に行くかを考える必要がある。今栄養士の方も病棟に行って診療報酬を付けられないかという働きをしているんです。そうする

岡部議長

中国・四国地区のこのソフト食、3回とも同じじゃないですよ。

宮原地区会会長

3回とも違います。

岡部議長

だからそこで多分皆さんが勘違いしているのはこの3回が同内容ではないんですよ。ここに書いてある通りコード別調理実習であって段階を踏まえてやっていくという話です。この嚥下調理食コードの分類、まずこの所を我々調理師が理解して、そしてこのリハビリテーション学会に少しでも加われれば、病院調理の方も嚥下の方に携わってこられるだろうという想いが出てきているのだと思います。だからもうちょっとこのピラミッ

中谷理事

多分近畿では無理だと思います。うちも嚥下食とか移行食とかは20年前からやっていて、講習会でも何回も来てもらって嚥下食、ゼリー食その他もやっています。近畿各施設取り組んで、

のではなく、食品毎に作って与えるのを僕らは基本として考えて展示会でもやっているのですが、食べさせる時に赤いものを出したら「これ人参よ」と言う事によって脳の活性化も出来るのではないかと考えながら。そういう講習会をやるのかなと思っています。ソフト食も大事だと思います。会長や理事長の発言を聞いていて思うのは、見栄えのいい物を与えとか話は分かるが、調理師がそれを与えられないのが現状で、そこを、看護師さんにどう伝達するかというのが、我々のこれからの1番大切なこと。それをやる事によってこの調理師会が認めて貰えるのではないかと考えています。

と調理師さんも一緒だと思っているんですよ。それは分業ではなくてこちらからどんどん病棟に行って、患者さんの所まで届ける。それが今後の課題だ、という話をされているんじゃないかと考えています。



ドを理解しようという、まずその第一段階で、まだそこまでの話ではない。我々がもうちょっとこの勉強会を皆様が全国的に、うちの会でもやりたい、というお話があれば持って行こうという話で細かい話はこれから先の話です。で、まず総会でこれならOKだと了解が得られたらもう少しニュートリーさんと細かい話をしてから持って行こうと。

結局コツさえ教えてもらえれば後オリジナルで作成できてしまう。そう考えたらわざわざ講習したら結局そういう会社や業者に来て貰っても意味がなくなってしまう気がします。だったら磯脇さんが

言ったみたいに経腸形態で刻み食とか切り込みの仕方とかそういう基本的な事をやっている方がまだ近畿の方は受け入れやすいので、多分そのソフト食はどれ位の段階があるのか、そのピ

古畑顧問

我々病院調理師が今後どういう活動が出来るかというのは、政治的力学もあるのだろうと思いますが、ただソフト食を学ぶという単純な事ではなくて、診療報酬とか介護報酬にこれがちゃんと乗っかってきた場合に誰がそれを伝え、誰がこれを中心的にやって行くんだ、担い手は誰なんだ、と言った時に「病院調理師協会」がこれまで全国でやって来ていますよとアピールできることを意識して進めて行くべきだと感じます。協会、団体としてのどうやったら世の中を動かせるか、ということ考えたとき学会などにどんどん参加

佐藤理事長

この総会前にニュートリーの方とお話しをしたのですが、まだまだ海のものとも山のものとも分からないので、この場で話すことが適切かどうか分かりませんが、嚥下食加算という物が診療報酬の中で話題に上がっている中で、嚥下食指導調理師みたいな認定資格が必要となって来るだろうという意見もあります。もしそうなった場合、病院調理師が中心となる我々しかやっていくことが使命ではないかと思っています。独占というのではないですけども、やはり何か動きをして

古畑顧問

そういう動きがあるなら、今佐藤さんが言った様にこの協会が先んじて、認定を取っていくという考えは、手段として非常によいのではないかと

岡部議長

病院調理師認定資格って、うちの会が出していますが、これが全国的に少しずつ広まってきているんですよ。今後この接食嚥下特にピラミッドにおいて、またこの認定はどこがやっているんだとなったらやっぱり日本病院調理師協会がや

ラミッド型って言われても1から何段階あるのかも分かりませんが、そういうのは多分近畿では難しいと思います。

していくことはその効果が期待できる手段ではないでしょうか。診療報酬、介護報酬に点数化していこうじゃないかと思っているのです。「我々がこれを背負って行くんだ」くらいに考えて行った方がいいんじゃないかなと僕は思う。だから個々の料理教室という話じゃなくて我々調理師業界をもっと華々しくできるはずだと思っています。単に料理教室を開催ではなく、この調理業界をどうアピールするかという1つの手段かなって気もしているのです。

いくことで大きなチャンスにつながるのではないかと感じています。ただ、それを考えた場合に協会全体が日本中で基準が違う状態ではバランスが取れないですね。という事で接食嚥下学会がだしているこの嚥下ピラミッド、その基準の基にこの我々自体がしっかりとした基準を基に学んで行く必要があるのではないかと感じます。そこで意見の統一が必要かなという事を感じています。正直言いましてまだこの先どうなっていくかは分かりませんが。

感じます。出来るかどうかはちょっと詰めないと現状ではまったく分からないですが。

っているんだよ、という所まで認知度を上げることができれば、今古畑先生がおっしゃったようになると思うんですよ。全国的な組織で、嚥下の指導員認定できるようになればいいんじゃないかという思いはあります。



第3号議案

1. 令和元年度予算(案)

令和元年度収支予算(案)

収入の部			支出の部		
項目	金額	適用	項目	金額	適用
会費収入金	¥1,800,000	300名 × ¥6,000	本部地代家賃	¥984,000	事務局家賃 ¥79,000 × 3か月 ¥83,000 × 9か月
入会金	¥50,000	50名 × ¥1,000	事務局経費	¥250,000	事務費、水道光熱費
認定事業受講料	¥3,360,000	120名 × ¥28,000	HP管理費	¥200,000	
登録料	¥360,000	120名 × 3,000	総会費	¥300,000	会場費、役員旅費
広告収入	¥50,000		認定事業	¥2,000,000	問題作成、認定委員会 認定事業事務 テキスト作成など
更新料	¥60,000	20名 × ¥3,000	病院調理	¥300,000	57号・58号
			会議・旅費	¥10,000	理事会・会計監査など
前年度繰越金	¥126,065		組織強化費	¥300,000	臨床栄養協会参加など
			地区会交付金	¥150,000	
			印刷費	¥100,000	封筒、会員証など
			通信費	¥350,000	レターパック、切手など
			支払手数料	¥100,000	振込手数料
			納付金	¥300,000	調理技術技能センター 日本調理師会
			ホームページ更新	¥150,000	
			税理士報酬、源泉	¥21,000	
			法人税	¥70,000	
			小計	¥5,585,000	
			予備費	¥221,065	
合計	¥5,806,065		合計	¥5,806,065	



第4号議案

1. 役員の改選について

※巻末 令和元年度 日本病院調理師協会役員名簿 参照。

その他

- ・病院調理師認定講習会の受講者枠拡大について
- ・賛助会員について
- ・事務局家賃値上げについて



(株)レオック 急性期医療食事開発本部研修会 講演報告

今般、(株)レオックが受託する病院・介護施設において指導的役割を担える、高度な知識を有する調理師を育成するための「トップ・シェフ・アカデミー」という研修制度をスタートさせました。それにともない、カリキュラムの一つとして、当協会が認定する「病院調理師認定講習」を受講させたいと申し入れがありました。それを受け、令和元年6月17日(月)、当協会より岡部会長、佐藤理事長が(株)レオックに出向き、病院調理師としての心構えなど講演をおこないました。



日本病院調理師協会

- * 趣意
 - ・技術の向上
 - ・病院調理師の責務
 - ・調理師全体のレベルの向上
- * 入会資格
- * 入会後の特典
 - ・協会広報等の各種の情報提供



各部会

- * 総務部 (事業内容)
 - ・事務局、各都との連携
 - ・業務の円滑な推進
- * 総務部 (事業内容)
 - ・各都との連携
 - ・協会の確立と発展
- * 事業部 (事業内容)
 - ・事業開発の企画・進め
 - ・事業の充実
- * 広報部 (事業内容)
 - ・協会広報誌(AJCA)
 - ・F料理調理師等の作成
 - ・ホームページの編集

日本病院調理師協会は、病院・福祉施設に従事する調理師の資質及び技術の向上を目指し、国民の長寿、福祉に貢献することを目的とし、時代の流れにあった役割と責務を果たすための活動を行っています。活動をさらに向上させていくために、調理師全体のレベルを一定の水準に高めると共に、それを維持していかなければならないと思っています。患者の要望や医師、栄養士の指示を的確に把握し、対応することの出来る調理師が求められています。

『食』に対する調理技術の高度化が進んでいるなか、病院調理、福祉施設調理に従事している方々一人でも多く入会していただき、共に技術・技能をより高いレベルに引き上げられることを願っています。



病院調理師の適性条件とは

病院調理師の適性基準

- ① 治療食献立の意味を正しく理解する能力を持つこと
- ② 衛生観念にすぐれ、実行力があること
- ③ 機械に強いこと
- ④ 研究心が旺盛であること
- ⑤ 協調性があること
- ⑥ 人間愛に基づく強い倫理観を持つこと

病院調理師資格認定設立のいきさつと資格取得の必要性

日本病院調理師協会の生い立ちと、病院調理師資格の自主認定に移行するに、到る経緯についてですが、病院調理は患者の疾病治療のために、医師を中心としたチーム医療の一翼を担い、食事療法の実践を通して個々の患者の疾病治療に貢献することにあります。その為には、弛まぬ研鑽を行い、さらに衛生管理マニュアルを遵守し、治療上の安全に配慮した食事の提供に努めることが病院調理師の意義です。

厚生労働省の指導のもとで20年以上の実績のある、通信教育講座をもっと形のあるものとして、また病院調理師の地位の確立に向けて、病院調理師認定を発足しました。医療の高度化に伴い、病院・医療施設においては食事に対するきめ細かな対応を求められて来ております。食事により治癒力の向上も実証されています。益々、時代の流れに合った専門的な知識・技術・技能の質の高い調理師が必要となります。つまり、病院調理師の資質の高度化(調理技術の向上および食事療法の基礎知識の習得)が必要になるからです。十分な知識の上に立ち、役割と責務を果たすべく、「病院調理師」の取得により、食事のよき提供者となりうる調理師を目指したいと思います。また、社会への対応、複雑さを増す治療食調理や個別対応食などに関わる調理師の、知能・知識・技術等の病院調理師としての資質の向上を図ることを目的としています。(スキルアップ⇒キャリアアップ)

病院調理師認定制度

「病院調理師」認定制度とは、近年、医療の高度化に伴い、病院・医療施設においては食事に対する極め細かな対応を求められて来ており、ここ数年では「NST」の導入などにより、医療の場で「栄養」が見直されており、専門的な知識・技術・技能の質の高い調理師が必要とされています。

今後の課題

専門的な資格や知識を身に付けても活躍できる場がなければ意味がありません。今後、協会としては病院調理師が必要とされるような環境、社会を作るため病院施設やメディカル給

社団法人日本栄養士会を訪れ、病院調理師の資質の向上について協力を要請し、栄養士会からは、力強い励ましとご協力を頂き、病院調理師の資質の向上のための、治療食調理教本の完成をみる事が出来ました。この流れが病院調理師技術講習会となり、そして平成17年より病院調理師資格認定事業として認定制度に至ったものであります。



治療食調理教本
初版本は、昭和55年2月に発行

そこで日本病院調理師協会では、レベルの高い調理師を育成すべく「日本病院調理師認定機構」を新設し、この認定機構の行う通信教育講座および認定試験に合格された方を「病院調理師」として認定いたしました。

食会社への働きかけ、及び臨床栄養協会とのパイプを太くし、側面から応援してもらえようような活動が必要だと感じています。



病院調理師認定試験 感想文



「病院調理師認定講習試験を受験して」

石塚 祥晃

長年調理師として病院に勤務してきたが、病態に対する食事・栄養に関して疑問に思う点や他者からの質問に対して答えられず、栄養士に頼る場面が多々ありました。

病院にて専門的な調理をし、患者様の健康をサポートする立場として、より多くの専門的知識を学び、より質の高い食事が提供できるのではないかと考えているときに職場より紹介を受け、今回の受験となりました。

初めての通信講座ということで勉強方法に悩みましたが、無理せず、できるときにできる勉強をすることで卒後まで続け、学ぶことができました。

試験は時間がたっぷりあり、参考書の持ち込みが可能で、すべての問題と照らし合わせる事が可能でした。

今後は学んだ知識を基に職場の職員と協力し、提供するサービス向上に生かし、自らのスキルアップにもつながると意識して業務にあたろうと考えています。



◇ 書籍紹介 ◇



慈恵医大附属病院 栄養部が監修した書籍です。野菜の保存方法や処理方法、調理の仕方を工夫し、無駄なく栄養を取りましょう。原材料費が高騰する中、職場でのコストを意識した新しい献立提案やご家族の健康増進のために、ご覧になってはいかがでしょうか。

世界文化社 定価¥1,400 + 税



一般社団法人 日本病院調理師協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本病院調理師協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、病院・福祉施設における、調理技術の向上につとめ、もって国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 病院・福祉施設における調理技術に関する調査研究
- (2) 調理技術向上のための講習会・研修会等の開催
- (3) 病院・福祉施設の調理に関する図書等の出版並びに斡旋
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 会 員

(社員及び賛助会員の資格)

第5条 当法人は、次の会員で構成し、正会員および名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

1. 正会員
2. 団体会員
3. 名誉会員
4. 賛助会員

②正会員は、病院・福祉施設に勤務する者とする。

③団体会員は病院・福祉介護等の施設とする。

④名誉会員は、当法人に特別の功労があった者、または学識経験者であって理事の過半数の推薦を得て社員総会で承認された者とする。

⑤賛助会員は、当法人の目的に協賛する個人又は団体で、別途定めた会費を納入した者で理事の過半数の承認を得た者とする。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員又は賛助会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(経費の支払義務)

第7条 社員及び賛助会員は、社員総会で定める額の会費を支払わなければならない。本条の会費は、社員については、法人法第27条に規定する経費とする。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員及び賛助会員の氏名及び住所を記載した「社員・賛助会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「社員・賛助会員名簿」を

もって法人法第31条に規定する社員名簿とする。

- ②当法人の社員及び賛助会員に対する通知又は催告は、「社員・賛助会員名簿」に記載した住所、又は社員又は賛助会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退社)

第9条 社員又は賛助会員は、次に掲げる事由によって退社する。

1. 社員又は賛助会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。
 2. 死亡又は解散
 3. 総社員の同意
 4. 除名
- ②社員又は賛助会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- ②社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位に従い他の理事がこれを招集する。
- ③社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位に従い、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第14条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及

び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員等

(役員の種類及び定数)

第17条 当法人に次の役員を置く

- 会長 1名
- 副会長 2名
- 理事長 1名
- 理事 3名以上15名以内(会長、副会長及び理事長を含む)
- 監事 2名以内

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

②会長、副会長、理事長は理事の中から選出し、総会に於いて承認を得る。

(役員職務権限)

第20条 会長は当法人を代表し、その業務を執行する。

②副会長は会長を補佐する。

③理事長は当法人の業務を執行する。

④監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第24条 代表理事は、毎事業年度、法人法第123条第2項の計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

②前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第25条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不配当)

第26条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第6章 解散及び清算

(解散の事由)

第27条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

1. 社員総会の決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により当法人が消滅する場合）
4. 破産手続開始の決定
5. 裁判所の解散命令

(残余財産の帰属)

第28条 当法人が解散した場合に残余財産があるときは、国庫に帰属する。

第7章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第29条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

埼玉県所沢市大字中富573番地の2	吉川 恒司
埼玉県三郷市さつき平一丁目3番1-908号	岡部 伸雄
千葉県印西市高花二丁目18番地4	佐藤 誠
千葉県八街市勢田321番地2	芳野 眞治
大阪府河内長野市木戸町12番地の7	雪永 將美

(設立時役員)

第30条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	吉川 恒司、岡部 伸雄、佐藤 誠
設立時代表理事	吉川 恒司

(最初の事業年度)

第31条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第32条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本病院調理師協会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員吉川恒司外4名の定款作成代理人である司法書士福田亘司は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成21年5月1日

設立時社員	吉川 恒司
設立時社員	岡部 伸雄
設立時社員	佐藤 誠
設立時社員	芳野 眞治
設立時社員	雪永 將美

上記社員5名の定款作成代理人

東京都渋谷区桜丘町31番14号岡三桜丘ビル2階
司法書士 福田 亘司

日本病院調理師協会

入 会 案 内

趣意

日本病院調理師協会は、病院・福祉施設に従事する調理師の資質および技術の向上を目指し、強いては国民の長寿、福祉に貢献することを目的とし、時代の流れに合った役割と責務を果たすための活動を行っています。活動を更に向上させていくために、調理師全体のレベルを一定の水準に高めると共に、それを維持しなければなりません。患者の要望や医師、栄養士の指示を的確に把握し、対応する事の出来る調理師が求められています。

『食』に対する調理技術の高度化が進んでいるなか、病院調理、福祉施設調理に従事している方々に一人でも多く入会していただき、共に技術・技能を鍛錬することを願っております。
日本病院調理師協会 会長 岡部伸雄

《入会資格と会費》

正会員

病医院・福祉施設に勤務する調理師及びそれに準ずる調理従事者

- ◆入会を希望の方は、協会事務局に連絡し入会申込書を送付してください。
入会金（1,000 円）と年会費（6,000 円）を郵便払い込み取り扱い票を利用の上、納入してください。

《入会后》

- ◆日本病院調理師協会の会員には、次の特典があります。
 - (1) 協会広報、病院調理、各種研修会案内などの資料、情報を定期的にお送りします。
 - (2) 正会員は、日本病院調理師認定機構主催の『病院調理師認定講習会（通信教育講座）』の受講が出来ます。試験に合格しますと、「**病院調理師**」の認定資格が与えられます。
 - (3) 正会員は本会主催の各種研修会が受講できます。
 - (4) 国家試験『調理技術・技能評価試験（専門調理師）の実技準備講習会』への参加が出来ます。
 - (5) ホームページ（会員専用からの情報）が利用できます。

◆入会についての申込先およびお問い合わせ先

日本病院調理師協会 事務局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-5-6 コトー駿河台 604 号

T E L 03-3518-9605

F A X 03-3518-9607

URL jmca.byoin-chori@muse.ocn.ne.jp

携帯メール osi-jmca@docomo.ne.jp

郵便振替 口座番号 00100-2-87786

加入者名 日本病院調理師協会

日本病院調理師認定機構

《趣意》

日本病院調理師認定機構は我が国における病院調理師の認定事業を行わしめるため、本会が設置した機構組織です。

医療の高度化に伴い、病院・医療施設においては食事に対する極め細かな対応を求められて来ております。食事による治癒力の向上も実証されています。

益々、時代の流れに合った専門的な知識・技術・技能を持った質の高い調理師が必要となります。十分な知識の上に立ち、役割と責務を果たすべく「病院調理師」の取得により、食事のよき提供者となりうる調理師を目指していただきたく願うものであります。

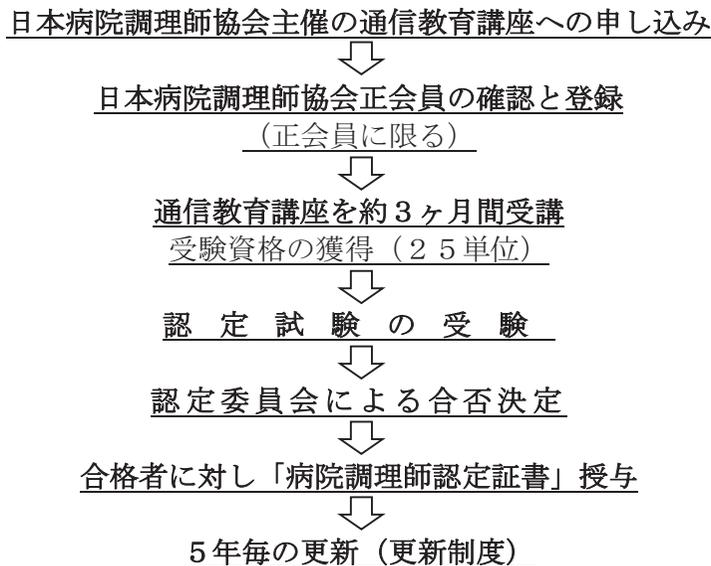
認定機構による本事業は公益社団法人 日本栄養士会並びに公益社団法人 日本調理師会のご後援を得ております。

日本病院調理師協会 会長 岡部 伸雄

《認定対象者》

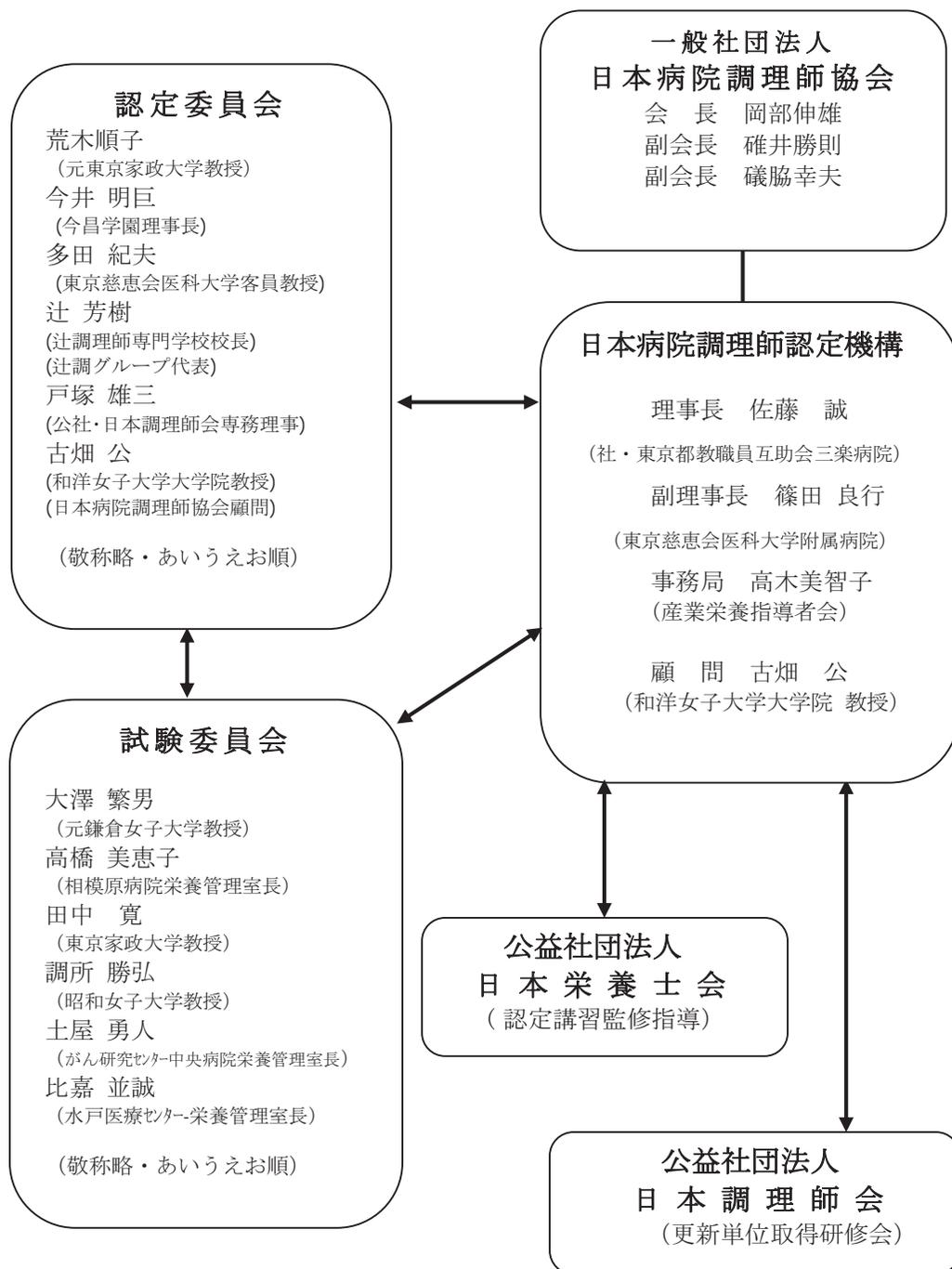
病院、福祉施設、老人保健施設、特養施設などに勤務する調理師

【病院調理師認定証書授与から更新までの流れ】



更新に必要な単位を所得(5年間に合計25単位)することで更新できます。
講習会、研修会、勉強会など受講30分につき1単位所得

日本病院調理師認定機構組織図



令和元年度日本病院調理師協会役員名簿

令和元年4月1日～令和3年3月31日

会長	岡部伸雄	都立墨東病院（関信地区会）
副会長	碓井勝則	富山赤十字病院（東海北陸地区会）
	礮脇幸夫	有料老人ホーム もみじの里（近畿地区会）
理事長	佐藤誠	東京都教職員互助会三楽病院（関信地区会）
理事	工藤幸紀	東邦大学医療センター大森病院（関信地区会）
〃	中谷平	国立病院機構大阪南医療センター（近畿地区会）
〃	伊地知誠	東京都教職員互助会三楽病院（関信地区会）
〃	篠田良行	東京慈恵会医科大学附属病院（関信地区会）
〃	半田聡志	東邦大学医療センター大森病院（関信地区会）
〃	石井孝典	東京慈恵会医科大学附属病院（関信地区会）
〃	青山香緒里	富山赤十字病院（東海北陸地区会）
監事	宮田幸一	都立墨東病院
〃		
顧問	古畑公	和洋女子大学大学院教授
名誉顧問	山本辰芳	HDS研究所所長
相談役	若月孝	元名古屋大学医学部附属病院
参与	西元辰幸	元日赤長崎原爆病院（九州地区会）

地区会会長

北海道	
東北	
関東甲信越	工藤幸紀
東海・北陸	高橋久雄
近畿	礮脇幸夫
中国・四国	宮原明哲
九州	後藤美和

日本病院調理師協会 本部事務局

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-5-6 コト一駿河台604号
TEL 03-3518-9605
FAX 03-3518-9607
URL jmca.byoin-chori@muse.ocn.ne.jp
携帯メール osi-jmca@docomo.ne.jp

Facebook やっています!

f ニュートリー 嚙下

いいね! お待ちしています!

食べることを
あきらめていた
あの人へ。



ニュートリー株式会社 (嚙下news)
食品/飲料品

このマークが目印

ニュートリー株式会社ホームページ
「嚙下NEWS」からもご覧いただけます!
<http://www.nutri.co.jp>

「嚙下食(えんげしょく)」に
まつわる情報を随時更新中!!

ニュートリー
ポイントプログラム
の新賞品情報



嚙下食
実践セミナーの様子



嚙下食の
最新レシピ



メディアへの
掲載情報



NUTRI: ニュートリー株式会社

東京支店 / 〒104-0033 東京都中央区新川2-1-5 THE WALL 4F

<http://www.nutri.co.jp> e-mail info@nutri.co.jp

お問い合わせ TEL.03-3206-0107 (代) E4_0041CA
2015年11月作成

◆通巻57号 病院調理・令和元年7月1日発行 / 編集・日本病院調理師協会「病院調理」編集室 / 発行人・岡部伸雄 / 発行所・日本病院調理師協会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-5-6-604 TEL03(3518)9605・FAX03(3518)9607 印刷・光陽印刷